

参考資料

「保健所等の組織および事務権限」に関するアンケート調査

お願い：このアンケートがお手元に届きましたら、お手数ですが、調査票自体の送付先を確認させていただきたいため、このご協力いただけるかどうかに拘らず、同封のはがきに必要事項をご記入の上返信いただきますよう、取り急ぎよろしくお願いします。

各都道府県・市・特別区衛生主管部（局）長 様

この調査は、平成14年度厚生労働科学研究補助金「地方保健医療行政機関における健康危機管理のあり方についての実証的研究」（主任研究者 県立広島女子大学 藤本 真一）によるものです。

この研究では、全国の保健所及びその統合組織の実態を把握し、今後とも保健所の重要な任務である健康危機管理の体制を推進するためのより良い組織及び権限付与のあり方を提言していくことを目的としています。

現在、地方分権推進計画で示された保健所と福祉事務所などとの統合が、各地方自治体により、様々な形で行われています。この統合により、住民向けには新しい出先機関の名称として、健康福祉センターや保健福祉事務所等の名称が使用されており、全国的な実態が様々な形になっているようです。

また、平成12年度厚生科学研究費補助金「保健所等における地域健康危機管理のあり方に関する研究」で調査をお願いしました、保健所長や統合組織の長の権限について、以前とどのように変化したか、また、専決（予め定められた者による決裁のこと）されている場合は、誰が対応しているかをさらに詳細に分析し、統合組織の機能、保健医療、行政機関の対応について、把握していきたいと考えています。

そこで、お忙しいところ恐れ入りますが、以下のアンケートに答えていただき（原則として平成14年10月現在）、**平成14年12月15日までに回答用紙を返送していただきたい**と思います。なお、アンケートにご協力いただいた都道府県・市・区には、必ず結果を後日返送いたしますので、何卒ご協力を願いいたします。

【問い合わせ先】

県立広島女子大学生活科学部人間福祉学科 1539研究室
〒734-8558 広島市南区宇品東1-1-71

助教授 藤本 真一

【記入にあたってのお願い】

それぞれの質問に対する回答は、全て回答用紙に記入してください。また、選択肢のあるものについては、該当する番号に○を付してください。

【用語説明】

* 「統合組織」とは、保健所およびその他の組織（福祉事務所・保健センター・市・特別区役所の本庁、政令指定都市の区役所の本庁など）が1つの組織として構築されているものを言います。ただし、必ず保健所を含んでいることとします。

* 「福祉事務所」とは、社会福祉法第14条第1項に規定される「福祉に関する事務所」のことであることで、かつ当該自治体の条例等で明確に規定されているものをいいます。

なお、上記の用語説明にご不明な点がございましたら、「第49巻 日本公衆衛生誌第5号」474~477ページをご覧ください。

<質問1>

(都道府県) 保健所と「福祉事務所」の数をご記入ください。なお、都道府県内の市立または区立の保健所及び福祉事務所は数えないので下さい。

(市・区) 保健所と「福祉事務所」、保健センターの数をご記入下さい。

<質問2>

保健所と「福祉事務所」などの「統合組織」がありますか？

- 1 なし → <質問8>へ
2 あり

<質問3>

保健所・「福祉事務所」・保健センターの組織の例（省略）を参照して、貴都道府県・市・区の「統合組織」の形態を記入して下さい。なお、組織図等、印刷されたものが既にある場合は、貼付していただいて結構です。ただし、「福祉事務所」については、必ず条例等で定められた名称を用い太枠で囲んで下さい。

<質問4>

次の広島県の例を参照して、市・区の統合組織の長の総数とその中の何人がそれぞれどの職種であるかを数字で記入してください。表にある職種以外である場合は「その他」の欄に記入し、回答して下さい。

統合組織の長を務める者		(例) 広島県	
		人数	人数
	医師（保健所長以外）		一
	医師（保健所長）		一
	事務吏員	8	
	保健婦		一
	栄養士		一
	薬剤師		一
	獣医師		一
	その他の技術吏員（）		一
	統合組織の長の総数		8

<質問5>

「統合組織」の名称と保健所の名称について、保健所業務に関して外部からの電話による問い合わせがあった時、一般的にはどのように使っていますか？「その他」の場合は、回答用紙に具体的に記入して下さい。

- 1 統合組織の名称を積極的に使っている。
2 保健所の名称を使っている。

3 特には指定していない.

4 その他 ()

<質問6>

「統合組織」と保健所の名称について、保健所業務に関して対外的な文書を発送するとき、一般的にはどのように使っていますか？「その他」の場合は、回答用紙に具体的に記入して下さい。

1 統合組織の名称を使っている.

2 保健所の名称を使っている.

3 場合により使い分けている.

4 その他 ()

<質問7>は、「統合組織の長が、保健所長以外である場合」にのみ回答してください。

<質問7>

保健所長が、統合組織の長の権限外の情報を、統合組織の長に提供するのは、どんな場合ですか？

1 すべての保健所の情報を提供.

2 事前にルール等を作つておき提供. → 「ルール」を一部同封してお送り下さい.

3 状況により保健所長が判断し提供.

4 すべて未提供.

<質問8>

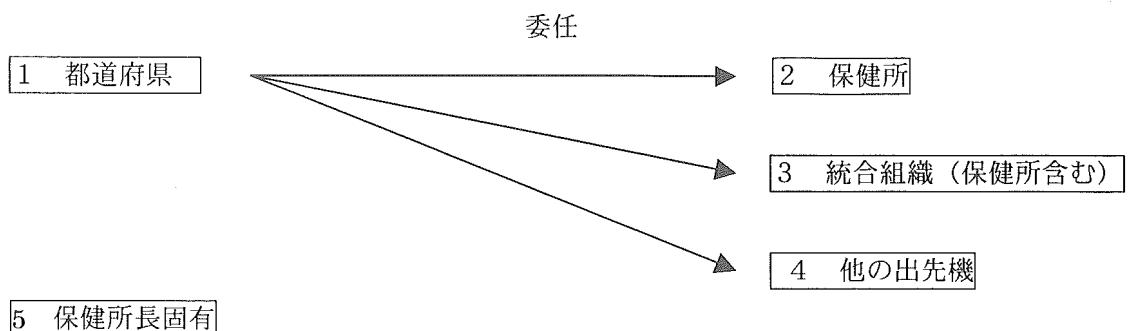
(都道府県・市・区) それぞれの法令に関する事務権限と専決について、お尋ねします。

広島県の例（省略）を参考に、貴都道府県・市・区の事務委任と専決についてご回答ください（法律の条・項は表7のものと同じなので省略）。その際、事務委任は最終ページの数字（1～5）、専決は同ページのアルファベッド（a～q）を使ってください。委任や専決において、法令上の内容の一部のみを委任専決されている場合は、それぞれの右上に「-」を（例「2-」）、また一部の保健所等の組織にのみ委任・専決されている場合は同様に「*」を（例「2*」）付けて記述して下さい。なお、前述の調査ご回答を頂いた都道府県・市・区分については、平成12年10月時点での回答を記載しておきました（省略）ので、それ以降に変更になった事務権限がありましたら、訂正して記載をお願いします。

(市・区) なお、回答用紙中の「網掛け」の部分（省略）は、本来、法令上、貴市・区に権限のないものと思われますので、特に都道府県条例により権限が委任されている場合に限り6～9の記号で回答してください。

(都道府県) ☆事務委任

保健・福祉・環境に関する、法令上首長権限事務の委任形態



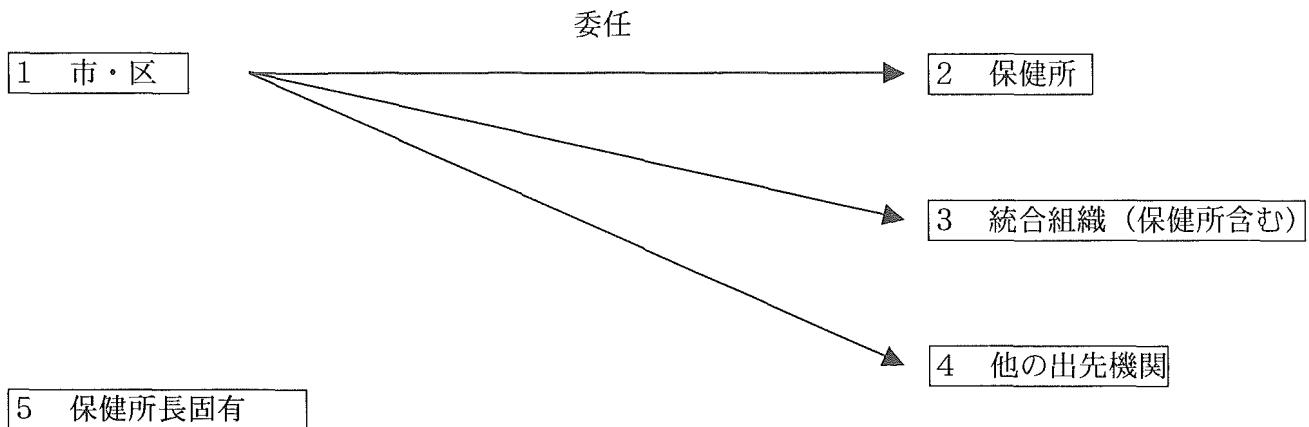
☆専決（職名）

記号	専決者	専決する機関	権限として あり得るもの
a	副知事又は出納長	衛生主管部局内	1
b	本庁の部（局）長又は相当職		1
c	本庁部（局）の次長（副部長、技監） 又は相当職		1
d	本庁部（局）の課長、（総）室長 又は相当職		1
e	本庁部（局）のその他の職員		1
f	保健所長	保健所内	1, 3
g	保健所の次長（副所長）又は相当職		1, 2, 3
h	保健所の課長又は相当職		1, 2, 3
i	保健所のその他の職員		1, 2, 3
j	保健所を含む「統合組織」の長	保健所を含む 統合組織内	1
k	保健所を含む「統合組織」の 次長（副所長）又は相当職		1, 3
l	保健所を含む「統合組織」の 課長・室長・班長又は相当職		1, 3
m	保健所を含む「統合組織」のその他の職員		1, 3
n	保健所を含まない「出先機関」の長	保健所を含まないそ の他の 出先機関内	1
o	保健所を含まない「出先機関」の 次長（副所長）又は相当職		1, 4
p	保健所を含まない「出先機関」の 課長・室長・班長又は相当職		1, 4
q	保健所を含まない「出先機関」の その他の職員		1, 4
×		不定	-

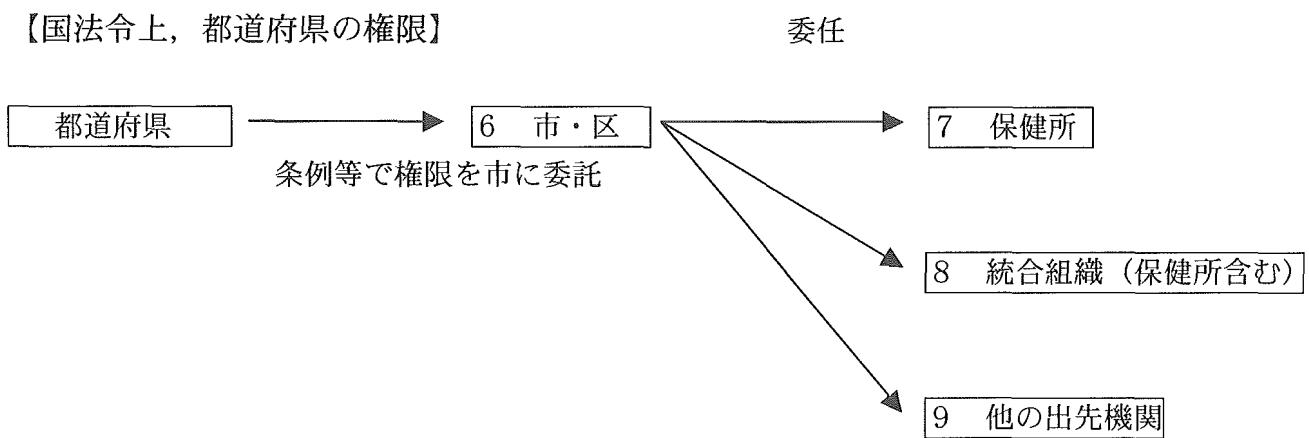
(市・区) ☆事務委任

保健・福祉・環境に関する、法令上首長権限事務の委任形態

【国の法令上、市・区の権限】



【国法令上、都道府県の権限】



☆専決（職名）

記号	専決者	専決する機関	権限として あり得るもの
a	助役又は収入役	衛生主管部内	1, 6
b	本庁の部（局）長又は相当職		1, 6
c	本庁部（局）の次長（副部長、技監） 又は相当職		1, 6
d	本庁部（局）の課長、（総）室長 又は相当職		1, 6
e	本庁部（局）のその他の職員		1, 6
f	保健所長	保健所内	1, 3, 6, 8
g	保健所の次長（副所長）又は相当職		1, 2, 3, 6, 7, 8
h	保健所の課長又は相当職		1, 2, 3, 6, 7, 8
i	保健所のその他の職員		1, 2, 3, 6, 7, 8
j	保健所を含む「統合組織」の長	保健所を含む <u>統合組織内</u>	1, 6
k	保健所を含む「統合組織」の 次長（副所長）又は相当職		1, 3, 6, 8
l	保健所を含む「統合組織」の 課長・室長・班長又は相当職		1, 3, 6, 8
m	保健所を含む「統合組織」のその他の職員		1, 3, 6, 8
n	保健所を含まない「出先機関」の長	保健所を含まな いその他の出先 機関内	1, 6
o	保健所を含まない「出先機関」の 次長（副所長）又は相当職		1, 4, 6, 9
p	保健所を含まない「出先機関」の 課長・室長・班長又は相当職		1, 4, 6, 9
q	保健所を含まない「出先機関」の その他の職員		1, 4, 6, 9
×		不定	—

＜質問9＞

それぞれの法令項目の権限と専決を決めている自治体の規則名を権限と専決に分けて記載してください。また、各自治体のインターネットのホームページから権限や専決を定めた規則等が参照できる場合は、そのアドレスを記載してください。

例<広島県>	委 任	専 決
規則名	広島県地方機関の長に対する 事務委任規則	広島県決裁規程
HP アドレス	http://www.pref.hiroshima.jp/soumu/bunsyo/ kenhouki/honbun/r2000111041407051.html	http://www.pref.hiroshima.jp/soumu/bunsyo/ kenhouki/honbun/r2000114041403311.html

表1 都道府県における統合組織一覧

総合形態	都道府県	保健所数	福祉事務所数	保健所名	保健所と福祉事務所の統合所属名	統合組織の長の職種と人数		統合組織の長の職種と人数		統合組織の長から見た保健所と福祉事務所の職種と人数	保健所長の立場
						組織数	A'やB'のような場合の特殊な地域	組織数	B'やC'のような場合の特殊な地域		
B	青森県	6	6	地方健康福祉こどもセンター	保健所福祉環境部	6	医師(3) 事務吏員(3)	10	事務吏員(10) 事務吏員(6)	医師(3) 事務吏員(9)	子(3) 孫(3)
A	岩手県	10	12	地方振興局	保健福祉環境部	7	医師(1) 事務吏員(6)	8	医師(8) 事務吏員(8)	医師(1) 事務吏員(6)	本人(1) 子(6)
B	宮城県	7	7	保健福祉事務所	保健福祉センター	8	医師(6) 事務吏員(6)	6	医師(6) 事務吏員(6)	本人(6) 事務吏員(6)	本人(8)
B	秋田県	8	8	保健福祉事務所	保健福祉(環境)事務所	6	医師(6) 事務吏員(6)	12	医師(10) 事務吏員(2)	本人(10) 子(2)	本人(6)
B	福島県	6	6	保健福祉(環境)事務所	保健福祉環境部	1	佐渡事務吏員(1)	1	佐渡事務吏員(1)	佐渡事務吏員(1)	孫(1)
B'	新潟県	13	13	地域振興局	保健福祉環境部	5	医師(5) 事務吏員(5)	5	医師(5) 事務吏員(5)	本人(5) 事務吏員(5)	本人(5)
B	栃木県	5	7	健康福祉センター	保健福祉センター	11	医師(4) 事務吏員(7)	11	医師(4) 事務吏員(7)	本人(4) 子(7)	本人(4)
B	群馬県	11	11	保健福祉事務所	保健福祉総合センター	10	医師(2) 事務吏員(8)	10	医師(2) 事務吏員(8)	本人(2) 事務吏員(8)	本人(11)
B	埼玉県	21	10	保健福祉事務所	保健福祉センター	11	医師(1) 事務吏員(1)	11	医師(1) 事務吏員(1)	本人(11)	本人(11)
B	神奈川県	11	7	保健福祉事務所	保健福祉センター	5	事務吏員(5)	5	事務吏員(5)	孫(5)	孫(5)
A	山梨県	8	5	地域振興局	保健福祉センター	10	医師(6) 事務吏員(4)	4	医師(6) 事務吏員(4)	本人(6) 子(4)	本人(4)
B	静岡県	10	4	健康福祉センター	厚生センター	4	医師(4)	2	中能登・奥能登事務吏員(2)	医師(2)	本人(2)
B	富山県	4	4	保健福祉センター	保健福祉センター	2	事務吏員(2)	2	事務吏員(2)	本人(2)	本人(2)
A' B'	石川県	4	4	総合事務所	保健福祉センター	4	医師(2) 事務吏員(1)	4	医師(2) 事務吏員(1)	本人(2) 子(2)	孫(2)
B	福井県	6	4	健康福祉センター	健康福祉センター	2	若狭・二州事務吏員(2)	7	事務吏員(7)	孫(2)	孫(2)
C	愛知県	14	7	県事務所	-	7	事務吏員(4)	7	-	子(14)	子(14)
A	三重県	9	7	県民局	保健福祉部	7	事務吏員(4)	4	医師(5) 事務吏員(4)	子(5) 孫(4)	子(5) 孫(4)
A	滋賀県	7	7	地域振興局	地域健康福祉部	6	事務吏員(6)	6	医師(5) 事務吏員(1)	子(5) 孫(1)	子(5) 孫(1)
B	京都府	12	9	地方振興局	健康福祉部	12	大津医師(1)	12	医師(12)	本人(12)	本人(12)
A	兵庫県	25	9	県民局	健康福祉事務所	9	事務吏員(9)	9	医師(25)	孫(25)	孫(25)
A	和歌山県	7	7	振興局	健康福祉部	7	事務吏員(7)	7	医師(1)	子(1)	子(1)
B	鳥取県	4	4	健康福祉センター	総合事務所	3	事務吏員(3)	1	日野事務吏員(1)	子(1)	子(3)
B	島根県	7	7	健康福祉センター	福祉保健局	6	医師(4) 事務吏員(2)	6	事務吏員(1)	本人(4) 子(2)	本人(4)
B	岡山県	9	9	地方振興局	健康福祉局	1	尾崎事務吏員(1)	1	事務吏員(1)	孫(1)	孫(1)
A	広島県	7	7	地政事務所	健康福祉部	9	事務吏員(9)	9	事務吏員(9)	孫(9)	孫(9)
B	山口県	9	7	保健福祉センター	厚生環境局	7	事務吏員(7)	9	事務吏員(7)	孫(7)	孫(7)
B'	(注)香川県	4	4	保健福祉事務所	保健福祉センター	2	医師(7) 事務吏員(2)	2	医師(2) 事務吏員(2)	子(2)	子(2)
C	香川県	8	5	地方局	-	1	小豆事務吏員(1)	5	-	子(1)	子(5)
B	徳島県	13	13	保健福祉環境事務所	保健福祉環境部	13	医師(3) 事務吏員(10)	10	医師(10)	本人(10)	本人(10)
A	熊本県	10	10	地域振興局	保健福祉環境部	3	医師(3) 事務吏員(10)	3	医師(3) 事務吏員(10)	本人(3) 子(2)	本人(3) 子(2)
B	沖縄県	6	5	福祉保健所	福祉保健所	1	宮古・八重山事務吏員(1)	1	医師(2)	本人(3)	本人(3)

合計 281 225

236 ミニ県疗型の合計

単純統合の合計

医師82

技術吏員1

医師62

技術吏員45

医師0

技術吏員2

本人0

子58

孫71

本人0

子51

孫3

二県庁型の統合（一部保健所と福祉事務所の単純統合）

合統純式事務所の単式と福利社

保健所と福祉事務所の単純統合（二部三県序型の統合）

ミニ景川空の就職にが採用所にて福祉事務所の就職はよし

(注1) 香川県は、現在保健所と福祉事務所の単純統合（一部ミニ型の統合）だが一部未統合

表2 市区における統合組織一覧

市区	保健所数	福祉事務所数	統合組織名	統合組織数	統合組織の長の職種と人数
仙台市	5	5	区 (保健福祉センター)	5	事務吏員(5)
横浜市	18	18	区 (福祉保健センター)	18	事務吏員(18)
名古屋市	16	16	区 (保健所と福祉事務所の統合はなし)	16	事務吏員(16)
福岡市	7	7	区 (保健福祉センター)	7	事務吏員(6) 土木(1)
旭川市	1	1	保健福祉部=福祉事務所		事務吏員(1)
横須賀市	1	1	健康福祉部=福祉事務所	1	医師(保健所長以外)(1)
佐世保市	1	1	保健福祉部、福祉事務所	1	医師(1)
中央区	1	1	保健衛生部	1	医師(1)

注) 佐世保市は、保健所と保健福祉部、福祉事務所が同列である。

表3 電話での問い合わせ時の対応

統合組織の名称を使っている	23	宮城県、秋田県、福島県、群馬県、神奈川県 新潟県、富山県、石川県、福井県、栃木県 山梨県、静岡県、三重県、京都府、兵庫県 鳥取県、山口県、香川県、沖縄県、仙台市 横浜市、福岡市、佐世保市
保健所の名称を使っている	10	埼玉県、愛知県、広島県、愛媛県、熊本県、 倉敷市、名古屋市、横須賀市、旭川市、中央区
特に指定していない	4	岩手県、和歌山県、岡山県、福岡県
その他	2	滋賀県 青森県 組織・保健所両方 例「東地健康福祉こどもセンター 青森保健所」

表4 対外的な文章を発送するときの名称

統合組織の名称を使っている	11	青森県、宮城県、秋田県、神奈川県、富山県 石川県、三重県、島根県、岡山県、仙台市 横浜市
保健所の名称を使っている	11	福島県、埼玉県、静岡県、愛知県、滋賀県 広島県、大分県、名古屋市、横須賀市、旭川市 中央区
場合により使い分けている	16	岩手県、群馬県、栃木県、新潟県、福井県 山梨県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県 香川県、愛媛県、福岡県、沖縄県、福岡市 佐世保市
その他	1	山口県

表5 保健所長が統合組織の長の権限外の情報を長に提供する場合

すべての保健所の情報を提供	4	福井県、三重県、和歌山県、岡山県
事前にルール等作っておき提供	0	
状況により保健所長が判断し提供	21	青森県、岩手県、宮城県、群馬県、埼玉県 新潟県、山梨県、静岡県、愛知県、滋賀県 兵庫県、鳥取県、島根県、広島県、山口県 愛媛県、香川県、福岡県、福岡市、名古屋市 横須賀市
すべて未提供	0	

表6 県市区別委任率

統合	首長のまま (%)	保健所長・統合組織の長委任 (%)	非統合	首長のまま (%)	保健所長・統合組織の長委任 (%)
青森県	62.3	37.7	北海道	34.1	62.3
岩手県	39.5	60.5	山形県	76.4	23.6
宮城県	39.1	59.1	茨城県	29.5	48.2
秋田県	40.9	55.9	千葉県	51.4	31.8
福島県	55.0	45.0	東京都	57.3	41.4
栃木県	39.5	60.5	長野県	31.4	68.6
群馬県	43.6	53.6	岐阜県	48.6	48.6
埼玉県	49.5	42.7	大阪府	53.6	46.4
神奈川県	34.5	60.5	奈良県	53.6	45.0
新潟県	22.7	70.5	徳島県	65.0	35.0
富山県	48.2	49.5	高知県	47.7	49.1
石川県	45.9	50.9	佐賀県	57.7	40.5
福井県	42.7	47.7	長崎県	61.4	38.6
山梨県	90.9	9.1	大分県	37.7	60.9
静岡県	40.5	57.3	宮崎県	43.2	54.1
愛知県	35.9	63.2	鹿児島県	50.9	46.8
三重県	42.3	54.5			
滋賀県	38.2	56.4			
京都府	44.5	53.2			
兵庫県	19.1	77.3			
和歌山県	55.0	45.0			
鳥取県	42.3	53.6			
島根県	46.4	53.6			
岡山県	14.1	62.3			
広島県	6.4	90.0			
山口県	41.8	58.2			
香川県	44.5	50.5			
愛媛県	38.6	57.7			
福岡県	58.2	40.0			
熊本県	55.5	44.5			
沖縄県	49.1	50.9			

市	首長のまま (%)	保健所長・統合組織の長委任 (%)
札幌市	40.7	59.3
仙台市	46.2	53.8
千葉市	42.0	56.4
横浜市	60.9	39.1
川崎市	55.4	44.6
名古屋市	58.7	40.8
神戸市	37.5	62.5
広島市	35.0	65.0
北九州市	58.3	41.7
福岡市	0.0	0.0
旭川市	65.6	31.7
小樽市	313.2	76.1
函館市	26.5	93.9
秋田市	2.9	49.7
郡山市	27.8	73.4
いわき市	42.5	61.9
新潟市	12.4	75.8
宇都宮市	26.1	72.8
さいたま市	33.1	68.0
相模原市	100.0	82.9
横須賀市	92.1	0.0
富山市	73.3	18.3
金沢市	31.3	71.0
長野市	61.8	0.0
岐阜市	57.2	77.5
静岡市	4.1	76.6
浜松市	26.7	72.7
豊田市	36.4	61.4
堺市	36.0	66.3
東大阪市	45.6	55.0
姫路市	51.4	72.5
尼崎市	39.3	11.2
西宮市	40.9	63.2
奈良市	38.2	57.9
倉敷市	18.6	81.9
岡山市	19.6	76.6
吳市	32.0	68.5
福山市	16.7	70.7

下関市	28.2	71.8
松山市	61.5	0.0
高知市	34.1	65.9
高松市	31.1	63.3
大牟田市	40.8	103.2
長崎市	2.3	69.5
佐世保市	41.8	56.5
大分市	27.3	75.6
宮崎市	9.0	91.0
鹿児島市	32.4	67.6

特別区	首長のまま (%)	保健所長・統合組織の長委任 (%)
千代田	40.4	58.3
中央	45.2	54.8
港	100.0	0.0
新宿	29.6	70.4
台東	30.4	69.6
江東	29.2	70.8
品川	42.2	57.8
大田	41.2	58.8
世田谷	38.7	61.3
渋谷	29.9	70.1
杉並	43.9	56.1
豊島	17.2	82.8
北	41.6	58.4
荒川	33.6	66.4
足立	23.8	76.2
葛飾	38.5	61.5
江戸川	35.8	64.2

表7 項目別委任率

事前管理

*→保健所長固有の権限

感染症発生動向調査

法律	条文	内容	首長のまま(%)	保健所長・統合組織の長委任(%)
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第15条第1項	感染症の発生の状況、動向及び原因の調査の実施	12.7	87.3
食品衛生に関する許可、監視、指導及び検査等				
食品衛生法	第15条	食品、添加物等の検査命令	36.4	62.5
	第17条	報告の要求、臨検検査及び収去	9.2	90.8
	第19条第2項	営業の施設等の監視及び指導	33.0	67.0
	第21条	営業の許可	6.4	93.6
	第22条	廃棄処分命令	9.2	90.8
	第23条	許可の取消し、営業の禁止又は停止	24.8	75.2
と畜場法	第24条	施設の整備改善命令、許可の取消し、営業停止命令	20.4	79.6
	第3条第1項	と畜場の設置許可	94.9	5.1
	第9条第3項	と殺または解体の指示	47.6	27.4
	第13条第1項	報告の徴収	31.9	41.5
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	第14条	許可の取消し	66.0	26.6
	第3条	事業許可	39.4	48.6
	第8条	許可の取り消し	55.0	36.7
	第9条	整備改善命令、使用禁止命令	48.6	39.4
	第37条第1項	報告の徴収	19.3	65.1
環境衛生関係営業施設、建築物等の衛生監視、指導	第38条第1項	立入検査	20.2	64.2
理容師法	第10条第2項	業務停止命令	19.3	80.7
	第11条の2	理容所の使用前の検査	6.5	93.5
	第13条第1項	立入検査	6.4	93.6
	第14条	理容所の閉鎖命令	30.3	69.7
美容師法	第10条第2項	業務停止命令	19.3	80.7
	第12条	美容所の使用前の検査	6.4	93.6
	第14条第1項	立入検査	41.7	58.3
	第15条	美容所の閉鎖命令	29.4	70.6
興行場法	第2条第1項	営業の許可	11.0	88.1
	第5条第1項	報告の徴収及び立入検査	6.4	93.6
	第6条	許可の取消し	40.4	58.7
公衆浴場法	第2条第1項	営業の許可	11.1	88.9
	第4条	伝染病の疾病患者の入浴の許可	18.3	81.7
	第6条第1項	報告の徴収及び立入検査	7.3	92.7
	第7条第1項	許可の取消し、営業停止命令	41.3	57.8
旅館業法	第3条第1項	営業の許可	9.2	90.8
	第7条第1項	報告の徴収及び立入検査	6.4	93.6
	第7条の2第1項	営業者に対する措置命令	8.2	91.8
	第8条	許可の取消し、営業停止命令	40.4	58.7
クリーニング業法	第5条の2	クリーニング所の使用前の検査	6.5	93.5
	第9条	業務従業者の業務停止命令	18.3	79.8
	第10条第1項	立入検査	6.4	93.6
	第10条の2	違反営業者に対する措置命令	7.3	91.7
	第11条	営業停止、閉鎖処分命令	67.4	31.6

建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第3条	建築物の維持管理の知識普及、相談、指導	*	*
	第11条第1項	報告の徴収及び立入検査（特定建築所有者）	11.9	84.4
	第12条	特定建築物の維持管理の改善命令等	19.6	77.6
	第12条の4	登録の取消し	79.6	13.0
	第12条の5	報告の徴収及び立入検査（登録業者）	23.4	53.1

飲料水の水質検査

法律	条文	内容		
水道法	第36条第1項	施設の改善命令	31.5	67.6
	第36条第2項	水道技術管理者に対する勧告	33.3	66.7
	第36条第3項	簡易専用水道の検査清掃その他の措置命令	15.9	83.2
	第37条	給水停止命令	40.7	59.3
	第39条	報告の徴収及び立入検査	10.1	89.9

医療監視

法律	条文	内容		
医療法	第5条第2項	報告及び帳簿書類の提出要求	15.5	84.5
	第7条第1項	病院等の開設の許可	17.3	20.9
	第12条第1項	開設者以外のものによる病院等の管理の許可	18.2	78.2
	第12条第2項	管理者兼任の許可	20.0	76.4
	第16条	病院に医師を宿直させないことの許可	33.8	49.3
	第18条	専属薬剤師を置かないことの許可	18.3	78.0
	第24条第1項	施設の使用制限等	40.7	56.5
	第25条第1項	報告の徴収及び立入検査	9.1	90.0
	第27条	施設の使用前の検査等	10.0	86.4
	第28条	管理者の変更命令	44.0	53.2
	第29条第1項	許可の取消し、閉鎖命令	47.2	50.0
	第29条の2	医療機関の取消し	69.2	25.6
臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律	第20条の5第1項	報告の徴収及び立入検査	37.3	60.9
	第20条の6	構造設備等の変更等の指示	46.4	51.8
	第20条の7	業務停止命令等	50.0	48.2
柔道整復師法	第18条第1項	柔道整復師に対する指示	21.8	78.2
	第21条第1項	報告の徴収及び立入検査	10.9	89.1
	第22条	使用制限、禁止等の命令	31.8	67.3
歯科技工士法	第24条	歯科技工所の改善命令	32.7	66.4
	第25条	使用禁止命令	40.9	58.2
	第27条第1項	報告の徴収及び立入検査	25.5	73.6
死体解剖保存法	第2条	死体解剖の許可	*	*
	第9条	解剖場所の許可	*	*
	第19条第1項	死体保存の許可	37.0	63.0
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律	第8条	施術者に対する指示	33.3	66.7
	第10条第1項	報告の徴収及び臨検検査	8.2	90.0
	第11条第2項	使用制限、禁止等の命令	19.1	79.1
	第12条の3	医業類似行為者の業務停止、禁止命令	60.3	27.0

薬事監視

薬事法	第5条第1項	薬局の開設の許可	51.6	35.5
	第12条第1項	医薬品等の製造業の許可	37.7	26.4
	第18条第1項	医薬品等の製造品目の変更等の許可	58.5	32.1
	第26条第1項	一般販売業の許可	35.5	63.6
	第26条第3項	販売又は授与の許可	36.4	62.7

	第28条第1項	薬種商販売業の許可	52.8	37.7
	第35条	特例販売業の許可	41.5	49.1
	第69条第1項	報告の徴収、立入検査等	38.5	58.3
	第70条第1項 第2項	不良医薬品等の措置命令	45.8	51.0
	第72条	設備の使用禁止命令等	45.8	50.5
	第72条の2	薬剤師の増員命令	45.8	50.5
	第73条	管理者の変更命令	50.0	45.4
	第75条第1項	業務停止命令等	48.1	47.2
麻薬及び向精神薬取締法	第3条第1項	麻薬卸売業者の免許	93.8	6.3
	第29条	麻薬の廃棄の許可	81.3	18.8
	第50条第1項	向精神薬卸売業者等の免許	91.5	8.5
	第50条の38 第1項	報告の徴収、立入検査、及び 収去	61.7	38.3
	第50条の38 第2項	報告の徴収及び実地検査	65.3	32.7
	第50条の39	向精神薬の保管等に関する措 置命令	91.5	8.5
	第50条の40	設備の改善命令等	93.6	6.4
	第50条の41	向精神薬取扱い責任者の変更 命令	95.7	4.3
	第51条第1項	業務停止命令等（麻薬）	95.7	4.3
	第51条第2項	業務停止命令等（向精神薬）	95.7	4.3
	第51条第3項	向精神薬試験研究施設設置者 の登録の取消し	95.7	4.3
	第5条第1項	大麻取扱者の免許	91.5	8.5
	第18条	免許の取消し	61.7	4.3
大麻取締法	第21条第1項	報告の徴収、立入検査等	61.2	36.7
	第44条第2項	報告の徴収、立入検査等	69.4	28.6
覚せい剤取締法	第3条第1項	覚せい剤使用期間、覚せい剤 研究者の指定	89.4	10.6
	第8条第1項	業務、研究の停止命令	91.5	8.5
	第22条の2	廃棄の処分（覚せい剤）	75.0	22.9
	第30条の2	覚せい剤原料取扱者、覚せい 剤原料研究者の指定	89.4	10.6
	第30条の3 第1項	業務、研究の停止命令	91.5	8.5
	第30条の13	廃棄の処分（覚せい剤原料）	79.2	18.8
	第31条	報告の徴収	56.3	41.7
	第32条第1項 第2項	立入検査、収去及び質問	51.0	46.9
環境保全				
大気汚染防止法	第9条	計画の変更、廃止の命令	69.0	27.4
	第9条の2	指定ばい煙の処理方法の改善 等の措置命令	87.5	8.3
	第14条第1項	ばい煙発生施設の改善命令等	66.0	15.5
	第14条第3項	指定ばい煙の処理方法の改善 等	91.9	6.8
	第15条の2 第1項	燃料使用基準適合勧告	92.0	5.3
	第15条の2 第2項	燃料使用基準適合命令	93.3	5.3
	第18条の4	一般粉じん発生施設の使用の 一時停止命令等	78.4	19.3
	第18条の8	特定粉じん発生施設設置の計 画の変更命令等	70.5	26.1
	第18条の11	特定粉じん発生施設設置の改 善命令等	79.5	18.2
	第18条の16	特定粉じん排出等作業の方法 の計画の変更命令	69.3	27.3
	第18条の18	作業基準適合命令等	76.1	21.6
	第26条第1項	報告の徴収及び立入検査	65.2	30.3

水質汚濁防止法	第8条	特定施設設置の計画の変更及び廃止の命令	68.6	27.9
	第8条の2	汚水等の処理方法の改善その他必要な措置命令	82.5	13.8
	第13条第1項	施設の改善命令等	75.6	20.9
	第13条第3項	汚水等の処理方法の改善その他必要な措置命令	87.3	8.9
	第13条の2 第1項	特定地下浸透水の浸透の一時停止命令等	80.2	16.3
	第13条の3	指導、助言、及び勧告	80.0	15.0
	第14条の3 第1項第2項	地下水の水質浄化に係る措置命令	84.9	11.6
	第22条第1項	報告の徴収及び立入検査	62.1	31.0
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第11条第1項	報告の徴収及び立入検査	68.2	25.0

法律	条文	内容		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第8条第1項	一般廃棄物処理施設の設置の許可	85.9	12.7
	第8条第5項	施設設置に関する市町村への通知等	88.2	10.3
	第8条の2 第4項	一般廃棄物処理施設の検査	86.0	12.9
	第9条第1項	施設の変更の許可	87.1	11.8
	第9条の2	施設の使用停止命令等	83.9	16.1
	第9条の3 第3項	施設の計画の変更又は廃止の命令	77.4	20.4
	第9条の3 第9項	施設の改善又は使用停止命令	77.4	20.4
	第12条の5	産業廃棄物の処理に関する措置勧告	83.2	15.8
	第15条第1項	産業廃棄物処理施設の設置の許可	90.4	7.4
	第15条の2の4 第1項	産業廃棄物処理施設の変更の許可	90.4	7.4
	第15条の3	施設の改善命令等	85.1	11.7
	第18条第1項	報告の徴収	68.8	28.1
	第19条第1項	立入検査	66.7	30.2
	第19条の3	改善命令	79.8	18.1
	第19条の4 第1項	措置命令	90.1	8.8
	第5条第2項	設置等の計画に係る勧告	53.8	41.8
	第12条第1項	助言、指導及び勧告	52.7	41.9
	第12条第2項	改善及び使用停止命令	53.3	41.3
	第53条第1項	報告の徴収	54.3	40.2
	第53条第2項	立入検査等	54.3	40.2

その他

化製場等に関する法律	第2条第2項	解体等の許可	29.2	70.8
	第3条第1項	化製場等の設置の許可	48.1	51.9
	第6条第1項	報告の徴収及び立入検査	14.7	85.3
	第6条の2	構造設備の改善命令	19.4	80.6
	第7条	許可の取消し等	47.2	52.8
	第9条第1項	動物の飼養等の許可	31.1	68.9
墓地、埋葬等に関する法律	第10条	墓地等の経営等の許可	52.1	41.5
	第18条第1項	報告の徴収及び立入検査	28.3	63.9
	第19条	施設の整備改善命令等	38.9	56.8
毒物及び劇物取締法	第4条第1項	販売業の登録	37.3	62.7
	第15条の3	廃棄物の回収等の命令	53.2	45.9
	第17条第1項	報告の徴収、立入検査等	45.9	54.1
	第19条第1項	設備の改善命令	50.0	50.0

	第19条第2項	登録の取消し	87.1	11.8
	第19条第3項	毒物劇物取扱責任者の変更命令	57.8	41.3
	第19条第4条	業務停止命令等	60.2	38.9
採血及び供血あっせん業取締法	第12条第1項	報告の徴収及び立入検査	80.8	17.3
温泉法	第13条第1項	温泉の利用の許可	25.7	73.4
	第26条	温泉利用施設等改善の指示	83.5	15.4
	第30条第1項	報告の徴収	22.2	76.9
	第31条第1項	立入検査	20.4	78.7
	第27条	許可の取消し、温泉の利用の制限等の命令	57.9	41.1
狂犬病予防法	第13条	健診、臨時予防注射	80.8	19.2
	第14条第1項	病性鑑定のための措置の許可	58.3	39.8
	第15条	犬又はその死体の移動の禁止及び制限	83.7	16.3
	第16条	交通の遮断及び制限	69.2	29.8
	第17条	犬の集合施設の禁止	77.9	20.2
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	第6条第1項	家庭用品の回収等の命令	54.7	45.3
	第7条第1項	報告の徴収、立入検査等	26.4	72.6

予防衛生対策

予防接種法	第3条第1項	定期予防接種の実施	68.8	29.7
	第6条第1項	臨時の予防接種の実施	80.6	17.7

事後管理

二次感染の防止等、感染拡大防止のための対応

結核予防法	第4条第2項	定期の健康診断の指示	*	*
	第5条	定期外の健康診断の実施	9.1	90.9
	第14条	定期外の予防接種の実施	9.1	90.9
	第24条	結核登録票の作成	*	*
	第24条の2	登録者の精密検査	*	*
	第25条	家庭訪問指導（登録者）	*	*
	第28条	従業禁止命令	33.6	65.5
	第29条第1項	結核療養所入所命令	14.5	85.5
	第30条	家屋の消毒その他の措置命令及び措置	5.5	94.5
	第31条第1項	物件の消毒廃棄等	10.0	90.0
	第32条第1項	質問及び立入検査	13.6	86.4

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第17条第1項	健康診断の勧告	9.1	90.9
	第17条第2項	健康診断の実施	10.9	89.1
	第18条第4項	就業制限に係る確認	7.3	92.7
	第19条第1項	入院の勧告（一類感染症患者）	8.2	91.8
	第19条第2項 第4項	入院の実施	9.1	90.9
	第20条第1項	入院の勧告（第19条の規定により入院している者）	9.1	90.9
	第20条第2項 第3項・第4項	入院の実施	10.0	90.0
	第21条	入院患者の移送	14.5	85.5
	第22条第1項	患者の退院の実施	10.9	89.1
	第27条	消毒の指示及び命令	12.7	87.3
	第28条	ねずみ族等の駆除の指示及び命令	13.8	86.2
	第29条	物件に係る措置命令等	12.7	87.3
	第30条第1項	死体の制限等	13.6	86.4
	第30条第2項	埋葬の許可	17.3	82.7
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第31条	生活用に供される水の使用制限等	43.5	55.6
	第32条	建物に係る措置	54.6	44.4
	第33条	交通の制限及び遮断	65.4	33.6
	第35条第1項	質問及び調査	14.5	85.5
	第45条第1項	新感染症に係る健康診断の勧告	25.5	74.5
	第45条第2項	新感染症に係る健康診断の実施	26.4	73.6
	第46条第1項	新感染症の所見がある者の入院の勧告	24.5	75.5
	第46条第2項 第3項・第4項	新感染症の所見がある者の入院の実施	24.5	75.5
	第47条	新感染症の所見がある者の移送	29.1	70.9
	第48条第1項	新感染症の所見がある者の退院	27.3	72.7
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第29条第1項	入院措置	69.5	25.4
	第29条の2 第1項	診察及び緊急入院措置	37.3	57.6
	第29条の4 第1項	入院措置の解除	69.0	25.9
	第34条	移送の告知	55.2	39.7
	第38条の6	報告の徴収	74.6	23.7

食品衛生に基づく原因物質の特定及び再発防止のための措置

法律	条文	内容		
食品衛生法	第27条第2項	中毒の届け出の受理等	*	*

毒物・劇物の漏洩時における応急措置と再発防止のための指示

法律	条文	内容		
毒物及び劇物取締法	第16条の2 第1項	応急措置の指導	*	*

我が国行政における「委任」「専決」等の制度と専門技術分野の実務行政組織
－地域健康危機管理担当行政機関の在り方を中心として－

研究協力者 八木 俊道

研究協力者特別報告

平成 14 年度 厚生労働科学研究補助金 健康科学総合研究事業
「地方保健医療行政機関における健康危機管理の在り方についての実証的研究」
(主任研究者：藤本眞一)

研究協力者報告書

我が国行政における「委任」「専決」等の制度と専門技術分野の実務行政組織 —地域健康危機管理担当行政機関の在り方を中心として—

研究協力者 八木 俊道 日本大学法学部教授・政経研究所長・環境省顧問

[研究要旨] 本報告は、市民生活の安心と安全の確保に重い責任を持つ地域健康危機管理等の公衆衛生行政機関の在り方を中心に、行政における権限と責任の構造を解明し、今後における関係行政の改善に資することを企図するものである。

行政は国民主権と法の支配の理念下において展開されている権限と責任の体系である。その実体は戦前期からの独仏型行政官庁理論の下においては、各行政官庁が上下一体となった権限の枠組みを持ち、天皇の官吏が無定量の義務をもってこれを支える関係にあった。戦後、現行憲法の体制下において、新行政組織制度、新公務員制度の枠組みにより、英米型の行政機関理論の影響が増大し、単位組織を担う各職位、職級の官職の実務権限と責任を明確化する方向が提起されたが、その実務への移入は十分ではなかった。現代の行政は、時代の変化に即応して総合性と整合性、合理性、効率性と高いレベルの専門技術性、明確な責任性を持たなければなければならない。

とりわけ、地域の公衆衛生行政は優れて現場的な守備範囲と職能を持ち、また、科学技術の進歩が早く、専門技術的に高度なレベルの行政の対応が求められる典型的な分野の一つである。その実務体制整備の必要性は、わが国社会におけるグローバル化、地域社会における広域化、市民のライフスタイルの多様化等により一層高まっている。従って、その今後に関しては、権限の十分実質的な移譲と人的的的な体制整備及びこれを前提とした適切な権限と責任の体制を確立することが必要である。

このところの現場機関における統合機関化の動向については、行政運営における総合化、効率化の一つの傾向としては理解できないではないが、一般に県レベル等の広域統括機関においては総合的視点に立った指導調整が、また、保健所レベル等の現場責任機関においては機能の専門的な質とその機敏な即応性の発揮が重視される。従って、統合機関化に関しては、再編後の現場責任機関においても職能の高度な専門技術的レベルの機能を維持し、且つ、即時即応型の権限と責任の体制を明確にすることが不可欠の前提条件とされるべきである。

A. 本論文の構成（目次）

1. 行政理念の変遷と行政機関の権限関係
 - (1) 時代の変化と権限と責任の体系としての行政機関
 - (2) 明治憲法下の行政の枠組みと「行政官庁理論」
 - ア. 明治政府における近代行政機構の成立
 - イ. 明治政府における地方行政の整備とその近

年に至る経過

- ウ. 明治憲法時代の行政官庁理論及び旧官制の枠組みとその後の動向
 - (3) 戦後型の行政枠組みと「行政機関理論」
- ア. 戦後における組織編成理念の形成と展開
- イ. 戦後行政組織の変遷経過と行政権限の体系
 - (4) 戦後制度としての行政組織制度及び人事行政制度の形成とその後の動向
 - (5) 戦後地方自治制度の形成と国・地方間の